

川内原発取り消し認めず

火山審査は疑問示す

福岡地裁

九州電力川内原発1、2号機(鹿児島県薩摩川内市)が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断は、火山のリスクの検討が不十分だとして、住民らが国に設置許可の取り消しを求めた訴訟の判決で、福岡地裁は17日、規制委の審

査基準「火山ガイド」を不合理的ではないとして請求を退けた。一方で、火山ガイドには複数の観点から疑問があるとも指摘した。

- 川内原発の設置許可は違法ではない
- 原子力規制委員会の審査基準「火山ガイド」は不合理ではない
- 原発設置許可の適法性判断に当たり、予知が不可能で、発生の可能性が極めて低い破局的噴火の影響の考慮までは求められていない
- 火山ガイドには複数の観点から疑問もある

判決骨子

か、九州電力が規制委の目安があまりに厳格だとした。また、火山ガイドと異なる見解もあるとし、火山活動の可能性や規模を正確に評価する知見が確立しているとは言えないとも述べた。

裁判で住民側は、川内原発周辺には阿蘇熊本県などとは異なる火山があり、噴火の危険があると主張。判決は原子力関連法令について、予知が不可能で発生の可能性が極めて低い破局的噴火の影響を考慮することまでは求めていない」と

し、規制委の設置許可は違法でないと結論付けた。新規制基準下での原発設置許可の適法性に関する司法判断は初めて。住民側は控訴する方向で検討している。

原告は10都県の33人。判決は東京電力福島第1原発事故による被曝量を参考とし、川内原発から500キロ以内に住む原告が人については、事故が起きた場合に権利や利益を侵害される立場と認め、請求を棄却した。福島県や東京都などの7人は裁判を起す資格がないと判断し、訴えを却下した。

川内1号機は1984年、2号機は85年に営業運転を開始し、2011年にいずれも定期検査で停止。規制委は14年9月に設置変更を許可し、1号機は15年8月、東京電力福島第1原発事故の影響で運転を停止した商業原発の中で最も早く再稼働。同年10月に2号機も続いた。

川内原発の再稼働差し止めを求めた仮処分では、鹿児島地裁が15年4月に申し立てを却下し、16年4月に福岡高裁宮崎支部も支持している。

教訓忘れられている

除本理史・大阪市立大教授(環境政策論)の話。原子力規制委員会の火山ガイドの合理性に疑いが残る

と、判決が強調した点は評価できる。ただ、予知が困難な自然災害について発生可能性の根拠を示せというのは、無理な要求だ。科学的知見が確立しない限り規制対象にならないという福岡地裁の判断は、水保病などの公害を発生させてきた理屈と同じだ。教訓が忘れられている。